

徳島県「共働き・共育て」応援奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「共働き・共育て」を推進するため、男女ともに仕事と子育て等が両立できる職場環境の整備に取り組む県内の事業者に対し、予算の範囲内において徳島県「共働き・共育て」応援奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「奨励金」とは、県が県以外の者に対して交付する奨励金をいう。
- (2) 「交付対象事業」とは、奨励金の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- (3) 「交付事業者」とは、交付対象事業を行う者をいう。
- (4) 「中小企業等」とは、資本金の額若しくは出資の総額が3億円（小売業（飲食店を含む。）又はサービス業を主たる事業とする場合は5,000万円、卸売業を主たる事業とする場合は1億円）を超えない法人又はその常時雇用する労働者の数が300人（小売業を主たる事業とする場合は50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする場合は100人）を常態として超えない法人又は個人事業主をいう。
- (5) 「育児・介護休業法」とは、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）をいう。
- (6) 「育児休業」とは、育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業をいう。
- (7) 「不妊治療」とは、妊娠を希望しても一定期間妊娠をしない男女労働者が妊娠を希望して行う医学的治療をいう。不妊治療のための検査及び不妊の原因となる疾患に係る治療を含むものとする。また、上記治療のための通院・移動、治療後の体調不良又は心身の不調への対応を含むものとする。
- (8) 「労働者」とは、労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者をいう。

(交付対象事業者)

第3条 交付対象事業者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 県内に本社又は事業所を有する中小企業等であること。
- (2) 雇用保険適用事業所であること。
- (3) 県の「はぐくみ支援企業」の認証を受けていること。
- (4) 県が実施する指定の経営層向けセミナーを奨励金の申請を行う年度内に1回以上受講済であること。
- (5) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 国又は法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人
 - イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者
 - ウ 政治団体
 - エ 宗教上の組織又は団体
- (6) 徳島県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (7) 第4条に定める労働者がいること。

(8) その他県が適切ではないと判断する者ではないこと。

(対象となる労働者)

第4条 この事業の対象となる労働者（以下「対象労働者」という。）は、別表第1の奨励金区分④に該当するものを除き、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 雇用保険の被保険者として雇用されている男性労働者であること。
- (2) 交付対象事業者の県内の事業所に勤務する労働者であること。
- (3) 令和7年4月1日以降に育児休業の取得を開始していること。
- (4) 育児休業終了後に職場復帰し、申請日まで雇用保険の被保険者として継続して雇用していること。

2 別表第1の奨励金区分④における対象労働者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 雇用保険の被保険者として雇用されている労働者であること。
- (2) 交付対象事業者の県内の事業所に勤務する労働者であること。

(奨励金の不交付者要件)

第5条 第3条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、奨励金を交付しない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- 2 知事は、奨励金の交付の申請をした者が前項各号のいずれかに該当するかどうかについて、必要に応じ徳島県警察本部長に照会することがある。

(奨励金の要件及び金額等)

第6条 奨励金の要件及び金額等については、別表第1に定めるとおりとする。

- 2 同一の交付事業者に対する奨励金の上限は、一の年度において50万円とする。
- 3 対象労働者の同一の育児休業について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める助成金の交付を併せて受けることはできない。
 - (1) 奨励金区分②の区分による奨励金 厚生労働省の両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース（新規雇用（育児休業）））
 - (2) 奨励金区分③の区分による奨励金 両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース（手当支給等（育児休業）））

(奨励金の交付の申請)

第7条 奨励金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、奨励金交付申請書兼実績報告書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、別表第2に掲げる書類及びその他知事が必要と認める書類を添えて、知事に対し、知事が定める期日までに提出しなければならない。

- 2 申請者は、前項に規定する申請に当たって、申請書に記載の宣誓事項を誓約しなければならない。
- 3 別表第1における奨励金区分による交付の決定を受けた者は、交付の決定額と交付の申請額の合計額が前条第2項の上限額に達するまでは、一の年度において交付の申請を複数回することができる。

4 別表第1における奨励金区分による交付の決定を受けた者は、交付の決定を受けた年度及び当該年度の後年度において、当該奨励金区分の奨励金の交付の申請をすることができない。

(奨励金の交付の条件)

第8条 この要綱の定めに従うことは、奨励金の交付の条件となる。

2 知事は、必要があると認めるときは、奨励金の交付の目的を達成するために必要な条件を付するものとする。

(奨励金の交付の決定等)

第9条 知事は、第7条第1項の規定による申請書の提出があった場合は、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を調査し、奨励金を交付すべきものと認めた場合は、交付を決定し、交付すべき額を確定させた上で、申請者に通知するものとし、奨励金を交付しないものと認めた場合は、不交付を決定し、申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、奨励金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて奨励金の交付の決定をするものとする。

(申請の取下げ)

第10条 奨励金の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る奨励金の交付の決定の内容に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して15日を経過した日までに、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあった場合は、当該申請に係る奨励金の交付の決定及び額の確定は、なかつたものとみなす。

(事情変更による決定の取消し等)

第11条 知事は、奨励金の交付の決定及び額の確定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じた場合は、奨励金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容を変更することがある。

2 知事は、奨励金の交付の決定を取消す場合は、当該交付事業者に対してその理由を示すものとする。

3 第9条第1項の規定は、第1項の規定による取消し又は変更をした場合について準用する。

(奨励金の支払等)

第12条 交付事業者は、奨励金の交付を受けようとするときは、第9条の規定により奨励金の交付の決定及び額の確定の通知を受けた後、請求書（様式第2号）に交付決定書の写しを添えて、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の請求書を受領した後に、交付金を支払うものとする。

(決定の取消し)

第13条 知事は、交付事業者が、奨励金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令等又はこれに基づく知事の处分に違反したとき、虚偽又はその他不正な手段により奨励金の交付を受けていたことが判明したとき、第3条に規定する

要件に該当しないことが判明したとき、又は第5条第1項各号のいずれかに該当することが判明したときは、奨励金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

2 第9条第1項の規定は、前項の規定による取消しをした場合について準用する。

(奨励金の返還)

第14条 知事は、第11条及び前条の規定により、奨励金の交付を取り消した場合において、交付対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に奨励金が交付されているときは、期限を定めて、交付を受けた者に対し、その返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第15条 交付事業者は、第13条第1項の規定による奨励金の交付の決定の取消しに関し、奨励金の返還を命ぜられた場合は、その命令に係る奨励金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該奨励金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、交付事業者の納付した金額が返還を命ぜられた奨励金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた奨励金の額に充てられたものとする。

3 交付事業者は、奨励金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかつた場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

4 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた奨励金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

5 第1項又は第3項の場合において、やむを得ない事情があると認められる場合は、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することがある。

(書類の保管等)

第16条 交付事業者は、当該交付対象事業に係る証拠書類を整理し、当該証拠書類を交付対象事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間、保管しておかなければならない。

(雑則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月1日から施行し、令和7年4月1日以後に実施する事業について適用する。

別表第1（第6条関係）

奨励金区分	交付金額	交付要件
① 男性の育休取得促進奨励金	20万円	従業員が通算28日以上の育児休業を取得した場合
② 代替人材確保奨励金	20万円／月又は代替人員の確保に要した経費（代替人員の給料手当、法定福利費及び人材派遣会社への支払経費等）の実支出額のいずれか低い方の額	男性育児休業取得者の育児休業期間中に、男性育児休業取得者の代替人員を新たに確保し、業務に従事させた場合
③ 同僚への応援手当奨励金	10万円／月又は対象となる手当の実支出額のいずれか低い方の額	男性育児休業取得者が属する部署等の従業員に対し、育児休業取得者の業務を代替したことに対して手当を支給した場合
④ 仕事と不妊治療の両立支援奨励金	5万円	不妊治療に係る休暇制度を就業規則等に規定し、従業員が利用した場合

別表第2（第7条関係）

① 男性の育休取得促進奨励金の添付書類	
1	対象労働者の子の出生の事実及び親子関係を確認できる書類（母子健康手帳、住民票、子の健康保険証の写し等）
2	育児休業の状況が確認できる書類（対象労働者から提出された育児休業取得の申出書の写し等）
3	対象労働者の育児休業取得実績が確認できる書類（出勤簿又はタイムカードの写し）
4	納税証明書（県税に未納がないことの証明）
5	振込先の支店名・口座番号等の分かる書類（通帳の写し等）
② 代替人員確保奨励金の添付書類	
1	対象労働者の子の出生の事実及び親子関係を確認できる書類（母子健康手帳、住民票、子の健康保険証の写し等）
2	育児休業の状況が確認できる書類（対象労働者から提出された育児休業取得の申出書の写し等）
3	対象労働者の育児休業取得実績が確認できる書類（出勤簿又はタイムカードの写し）
4	代替職員として新たに労働者を雇用した実態が確認できる書類（雇用契約書、辞令、労働者派遣契約書の写し等）
5	育児休業を取得した対象労働者の代替人員であることが確認できる書類（育児休業取得前および取得期間中の組織図、業務分担表等）
6	新たに雇用した労働者の就業実績が確認できる書類（出勤簿、タイムカードの写し等）
7	代替人員確保のための実支出額が確認できる書類（代替人員の賃金台帳の写し等）
8	納税証明書（県税に未納がないことの証明）
9	振込先の支店名・口座番号等の分かる書類（通帳の写し等）
③ 同僚への応援手当奨励金の添付書類	
1	対象労働者の子の出生の事実及び親子関係を確認できる書類（母子健康手帳、住民票、子の健康保険証の写し等）
2	育児休業の状況が確認できる書類（対象労働者から提出された育児休業取得の申出書の写し等）
3	対象労働者の育児休業取得実績が確認できる書類（出勤簿又はタイムカードの写し）
4	手当の名称、内容が確認できる書類（支給通知書の写し等）
5	支給の実支出額が確認できる書類（支給対象者の賃金台帳の写し等）
6	育児休業取得者と同所属であることが確認できる書類（組織図、業務分担表等）
7	納税証明書（県税に未納がないことの証明）
8	振込先の支店名・口座番号等の分かる書類（通帳の写し等）
④ 仕事と不妊治療の両立支援奨励金の添付書類	
1	不妊治療に係る休暇制度を規定したことが分かる就業規則等の写し
2	休暇制度の利用実績が確認できる書類（出勤簿又はタイムカードの写し等）
3	納税証明書（県税に未納がないことの証明）
4	振込先の支店名・口座番号等の分かる書類（通帳の写し等）

令和 年 月 日

徳島県知事 殿

(申請事業者)

所 在 地

名 称

代表者職・氏名

徳島県「共働き・共育て」応援奨励金交付申請書兼実績報告書

徳島県「共働き・共育て」応援奨励金の交付を受けたいので、徳島県「共働き・共育て」応援奨励金交付要綱第7条の規定より申請します。

なお、以下に記載した事項は事実と相違ありません。

また、本申請の審査に必要な範囲で、申請内容の確認を行うことに同意します。

1 交付申請額 金 円

2 担当者の氏名、連絡先（個人の場合は、連絡先のみ御記入ください。）

氏名 連絡先（電話番号）

3 申請内容

企 業 情 報	主たる業種								
	資本金の額又は出資の総額	万円							
	常時雇用する労働者数	人 (令和 年 月 日現在)							
	「はぐくみ支援企業」の認証								
	県が実施する指定の経営層向けセミナーの受講状況	(令和 年 月 日受講)							
	厚生労働省の両立支援等助成金(育休中等業務代替支援コース)の一部助成の有無	新規雇用 (育児休業)		※申請しようとする対象労働者の同一の育児休業について、左記助成金のうち、「新規雇用(育児休業)」の場合は奨励金区分②、「手当支給等(育児休業)」の場合は奨励金区分③との併給はできない。					
育児休業取得者に関する情報 (※1)	取得者の氏名(フリガナ)	()							
	取得者が勤務する事業所及び所属・職名	所在地 :							
		事業所名 :							
		所属・職名 :							
	育児休業の取得状況	子の生年月日	令和 年 月 日						
		育児休業取得期間	a. 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日						
			b. 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日						
			c. 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日						
			d. 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日						
			※分割取得した場合は各段に分けて記載すること。						
(ア) a~dの合計	(イ) うち交付対象外の日数			(ウ) 交付対象の日数 (ア) - (イ)					
	日			日					
申請額	奨励金区分	① 男性の育休取得促進奨励金	円						
		② 代替人員確保奨励金	円						
		③ 同僚への応援手当奨励金	円						
		④ 仕事と不妊治療の両立支援奨励金	円						
	①~④の計		円						
	既交付決定額(※2)		円						
	今回交付申請額(※3)		円						

※1 育児休業取得者に関する情報は、奨励金区分①～③を申請する場合に記入すること。

※2 申請年度に既に本奨励金の交付の決定を受けている場合はその金額を記載すること。

※3 奨励金区分①～④の合計は50万円／年度まで

4 奨励金の算定

① 男性の育休取得促進奨励金

要件の確認	確認
<input type="checkbox"/> 通算28日以上の育児休業を取得した実績がある。	
申請額の算定	
申請額	円

② 代替人員確保奨励金

要件の確認	確認						
<input type="checkbox"/> 育児休業取得者の育児休業期間中に、取得者の代替人員として新たな労働者を雇用した期間がある。 ※既に企業内で雇用している労働者を代替人員として充て、当該労働者の代替人員として新たな労働者を雇用した場合を含む。							
<input type="checkbox"/> 新たに雇用した労働者は、育児休業の対象となる男性労働者の配偶者の妊娠の事実を知った日以降に雇用している。 ※原則、育児休業申出書の提出日以降であること。							
申請額の算定							
(ア) 交付基準額 <table border="1"><tr><td>交付対象の育児休業月数</td><td>月</td><td>×</td><td>20万円</td><td>=</td><td>円</td></tr></table>	交付対象の育児休業月数	月	×	20万円	=	円	
交付対象の育児休業月数	月	×	20万円	=	円		
(イ) 対象となる代替人員確保のための実支出額	円						
申請額：(ア)と(イ)を比較して少ない方の額(1,000円未満切捨て)	円						

③ 同僚への応援手当奨励金

要件の確認	確認						
<input type="checkbox"/> 育児休業取得者が属する部署等の労働者に対し、育児休業取得者の業務を代替したことに対して手当を支給している。							
<input type="checkbox"/> 申請額には、時間外勤務手当など業務の代替により発生した労働時間に対する手当を含めていない。							
申請額の算定							
(ア) 交付基準額 <table border="1"><tr><td>交付対象の育児休業月数</td><td>月</td><td>×</td><td>10万円</td><td>=</td><td>円</td></tr></table>	交付対象の育児休業月数	月	×	10万円	=	円	
交付対象の育児休業月数	月	×	10万円	=	円		
(イ) 対象となる手当の実支出額	円						
申請額：(ア)と(イ)を比較して少ない方の額(1,000円未満切捨て)	円						

④ 仕事と不妊治療の両立支援奨励金

要件の確認	確認
<input type="checkbox"/> 不妊治療に係る休暇制度を就業規則等に規定し、従業員が利用した実績がある。	
申請額の算定	
申請額	円

5 宣誓事項 ※該当する場合「○」を付すこと。

徳島県「共働き・共育て」応援奨励金の申請にあたり、要綱を確認し、下記のことを誓約します。

交付要綱第1条の趣旨を確認し、「共働き・共育て」を応援する職場環境づくりに取り組みます。

要綱第3条に規定する対象となる交付対象事業者の要件をすべて満たすとともに、

第5条に規定する不交付者要件には該当しません。

(参考) 交付対象事業者の要件

- (1) 県内に本社または事業所を有する中小企業等であること。
- (2) 雇用保険適用事業所であること。
- (3) 県の「はぐくみ支援企業」の認証を受けていること。
- (4) 県が実施する指定の経営層向けセミナーを奨励金の申請を行う年度内に1回以上受講済であること。
- (5) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ・国又は法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人
 - ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者
 - ・政治団体
 - ・宗教上の組織又は団体
- (6) 徳島県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (7) 次の労働者がいること。
 - 【奨励金区分①～③の場合】
 - ・雇用保険の被保険者として雇用されている男性労働者であること。
 - ・交付対象事業者の県内の事業所に勤務する労働者であること。
 - ・令和7年4月1日以降に育児休業を取得していること。
 - ・育児休業終了後に職場復帰し、申請日まで雇用保険の被保険者として継続して雇用していること。
 - 【奨励金区分④の場合】
 - ・雇用保険の被保険者として雇用されている労働者であること。
 - ・交付対象事業者の県内の事業所に勤務する労働者であること。
- (8) その他、県が適切ではないと判断する者ではないこと。

(参考) 不交付者の要件

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

徳島県から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。

奨励金の申請にあたって、不正はありません。

奨励金の関係書類については、要綱に基づき適切に整備、保管、管理します。

要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、奨励金の交付を受けた事業者名、

対象施設名等の情報を公表されることに同意するとともに、奨励金を県に返還します。

受理日付印

奨励金請求書

請求日 令和 年 月 日

徳島県知事 殿

請求者
所在地

氏名
(法人等の名称及び代表者職・氏名)

右の金額を 請求します。	請求 金額										円
-----------------	----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

摘要		要
交付金の名称	令和 年度 徳島県「共働き・共育て」応援奨励金	
奨励金指令金額		
奨励金指令年月日	令和 年 月 日	
奨励金指令番号	徳島県指令 第 号	
奨励金額	既受領額	
	今回請求額	
	残額	
請求区分	精算	

口座振込先
金融機関名 () 店舗名 ()
預金種別 (1 普通 2 当座 3 その他)
口座番号 (右づめ)
口座名義 (カタカナ書き) ()

発行責任者及び担当者（個人の場合は、担当者欄に連絡先のみ御記入ください。）

	氏名	連絡先
発行責任者		
担当者		